

平成20年度 第1回 北海道入札監視委員会 議事録

平成20年6月3日(火)
10時00分～12時15分
道庁別館3階 第1研修室

[参加者]

入札監視委員会委員 浅水委員長、白石委員長代理、肥前委員、森川委員、山本委員

発注関係部 農政部農村振興局事業調整課 月田主幹、富岡主査、水産林務部総務課 伊藤主幹、吉田主査、建設部建設管理局建設情報課 山田主幹、吉野主幹、田中主査、盛永主査、同部建築局計画管理課 山崎主幹、中村主査、出納局総務課 吉田主査、十勝農業試験場 千崎課長、濱田主査、釧路土木現業所 渡辺課長、寺崎主幹

事務局 総務部行政改革局 谷本局長、行政改革課 佐藤参事、柵木主幹、中村主査

(Qは委員からの質問、Aは事務局等からの回答、Oは委員からの意見、要望、委員長進行等、Eは事務局等からの説明)

O 最初に報告事項を、事務局の方から報告願います。

E <平成19年度入札執行状況について資料に基づき説明>

O 何かご質問、ご意見ありましたら。

Q 今回、一般競争入札が、1千万以上の工事について行われているんですが、一般競争入札になるのは、件数と金額でいうとどのくらいのなるのか、平成19年度を基準としますと金額ベースと件数ベースでどのくらいの割合が一般競争入札となると見込まれるか、もしお判りでしたら教えて頂きたいんですが。

A 計数自体は用意していないんですけれども、金額ベースでは相当行くと考えております。件数ベースでも、7割程度かなと考えております。後で、正確な数字をお出ししまして委員の方にお知らせしたいと思っております。

O それでは、次の報告をお願いします。

E <談合情報について資料に基づき説明>

O これについて、ご質問、ご意見ございませんか。

Q ナンバー1、2、3のところ、参加業者の情報があるとなっておりますが、これは参加業者の情報ですか。

A 落札予定者の情報です。

Q 落札予定者の情報ですか。

A 落札予定者の情報が、応募してきた中に含まれているということで、その名前自体は公表しておりませんので、入札が終わるまでは公表しない事項ですので、それが入っていたということで入札を延期し調査を進めたということです。

Q これは調査を行って、事実は確認できないんだけども契約を締結したということは、どういう事情によるものなんですか。

A 昨年、談合情報対応手続きの改正したんですけれども、入札が終わって結果が出てしまっただけからは、入札を止めるような確実な情報がない限りは契約しなければいけないんです。入札に関して談合があったかどうか確認したんですけれども、談合の事実が確認できない場合は、契約するのが決まりとなっております。

Q 談合の事実が確認できない場合のそういう対応は、原則は取り止め、要件を緩和して新たにということではなかったでしたか。

A 特例として、入札前に中止して調査を行っておりますので、また、庭園管理ということで急ぐ契約なものですから、そのまま特例として執行させて頂いたということです。

Q 例外的な場合の当初の入札を執行する要件を満たしたということですか。特別な事情というのは何があったんですか。

A 急ぐということと、実際には、7、8社程度の応募があったんですけれども、実際には来ていないですけれども応札可能な資格を持った業者自体が20社以上あったということです。

Q この1、2、3がそうなんですか。

A そうです。いっぱいある中から応札した業者が7、8者で、20者以上が応札可能な条件を設定して募集しております。

○ そちらの要件ですか。

Q これは情報提供が新聞社にあったということなんですが、新聞社から情報が道庁に来たということですか。

A そうです。

Q それで3件で、それぞれA、B、Cとそれぞれ別のところに、予定どおりというか、通報通りだったということですか。

この、「事実確認ができない」という、確認の方法について、具体的に、参加業者に個別にヒアリングし

てそういうことはなかったかと聞いたというようなことでしょうか。

A 1回目は入札前に各社から事情聴取を行っておりますし、2回も入札後に聞いております。また、内訳書も徴取して確認しております。

Q この情報からですけれども、電子入札をやっても談合らしきものが発生するのが疑われるんですが、全体で電子入札を行っている件数というのは、大体何割ぐらいになるのか、おおよその情報がございませうでしょうか。

A それも調べてご報告いたします。

電子入札の件数はどんどん増えていくことになりまして、先ほどの資料の中で、指名競争入札が一般競争入札に変わっていくということで、一般の中で、どのくらいの割合で電子があったか、その辺の統計の取り方を、電子入札のものとそれ以外の札入れのものに区別して数字が出るように今後の統計の取り方を少し工夫して行きたいと思っております。

Q 電子入札の割合を増やすという前提で入札をするということではないんですね。

A 基本的には、平成22年までに全部電子入札にするということで進めております。

O それでは、次の報告事項をお願いします。

E <入札契約執行状況の推移について資料に基づき説明>

O これについて、ご質問、ご意見ございませんか。

Q 部門別に見ますと、土木の発注件数は、指名競争まで含めると7割ちょっとあるんですが、金額ベースでも土木がかなりの割合を占めるというふうにとらえてよろしいでしょうか。

どの年度でもいいんですけれども、ちょっと戻りますけれども、3ページの平成19年度部門別契約実績等ございまして、件数でいきますと、土木が競争入札計で3,772件、全体の5,223件の7割ちょっとの件数になっていますが、金額でも土木がこのくらい占めているとすれば、このような数字を見る際に、とりわけ土木の数字に気をつけなければならないなと考えるんですが。

A 予算額は基本的にそのような傾向であると考えられます。

O 抽出審議の方に写らせて頂きます。

E 今回は、釧路土木現業所の工事4件、十勝農業試験場の工事2件についての審議です。

O それでは、釧路土現の方から説明をお願いいたします。

E 釧路土木現業所指名選考方針につきましては、今回抽出審議の対象となっている工事が、公募や制限付一般競争入札ですので、説明を省略させていただきます。

まず、中標津空港整備事業滑走路改良工事でございます。工事概要書をご覧ください。工事場所は中

標津空港のある中標津町。工期が平成19年5月24日から12月20日の約7ヶ月。工事価格が、予定価格でございますが、約4億1千万です。これは、中標津空港の滑走路の舗装劣化による強度低下の復元のための打換舗装を行うものであります。着工前と完成ということで、写真を並べさせて頂きましたが、舗装にクラック、ひび割れですとか、砂利状化、表面劣化、表面膨れがありますので、航空機は重いものですから、通常より舗装の精度を上げなければならないので、既存の舗装を切削して、基層、表層と舗装を打直したものでございます。完成後は、このようなきれいな形になっているものでございます。大体、工事はこのようなものです。

公募の概要は、この入札がどんなものかと概要を示したものでございます。この要点を説明いたします。この中標津空港整備事業滑走路改良工事につきましては、発注に当たり、公募型指名競争入札により入札を執行いたしました。公募に当たりまして、応募者に必要な主な要件としては、入札参加者は、特定建設工事共同企業体であって、舗装工事のA等級に格付けされていること、共同企業体及びその構成員は道の指名停止を受けていないものであること、それから各構成員は、会社更生法に基づく更生手続開始の申し立てなどがなされているものについては、道の再審査結果を有していること、共同企業体の構成員は北海道内に営業所を有し、1者以上は釧路・根室管内に営業所を有すること。

構成員全員がアスファルトフィニッシャー（アスファルトを敷き均す機械）を有すること、共同企業体の構成員は過去10年間にこの工事と同種で概ね同規模と認められる工事を元請けとして実施した実績を、2社のJVでは全社、3社のJVについては2者以上が有する者であることとしております。同種・同規模の工事の中身は、現在共用し、使っている空港の舗装工をした工事としました。

共同企業体の構成員は、資格のある技術者を選任で配置できること、現場代理人といいまして、現場で会社側の代表になるんですが、工事現場に選任で配置できること、1社以上が舗装施工管理技術者を選任で配置できること、構成員の数は2社または3社であること、各構成員の出資比率は均等割の10分の6以上であること、企業体の構成員は他の共同企業体の構成員として重複して参加していないこと、入札参加者の間に資本的、人的関係がないこと、以上の内容の要件により募集しています。

こういう条件で公募いたしまして、3月23日から4月2日までの間で参加申請書を受け付けました。公募内容説明書は、先ほどの公募の概要をもう少し詳しく、先ほどの要件の外に提出書類や提出先、契約手続きの詳細が記載されているものでして、要件自体は重複しますので、説明を省略させていただきます。

公募の結果ですね、特定工事建設共同企業体、計5社から応募がありました。土現に設けている委員会の審査の結果、5社全てについて、先ほど説明いたしました要件を満たしておりますから、公募型指名ということで、5者全てを指名させて頂きました。

5月17日に入札を行いました。道路工業・NIPPO・三友特定JVが入札額3億8千万円で落札しました。落札率は96.9%でございました。

○ ご質問、ご意見お願いいたします。

Q まず最初に、これは特定JVでやっていますけれども、一般的にこの工事金額等であれば特定JVでやるのが基本なのか、あるいは、特定JVにする場合と単独企業と契約をする場合の線引きはどういう風な基準になっているのかを教えてくださいと思います。

A 新しい制限付一般競争入札、今回、一般競争入札の制度が変わりまして、特に技術力を求めるようなものについては、3億円ぐらいが目途となっております。3億円以下のものでも技術力が特に求められるような工事につきましては特定JVを使う。これは滑走路の改良ということで、普通の道路の舗装よりも高い技術を求められますので、技術を結集して頂いた中で、工事がうまく施工されることがいいという中

で、特定JVという形で希望を募ったものでございます。

Q 公募の概要で、VE方式の試行工事であるということですが、実際VEは試行されたんですか。

A VE方式の提案ですが、VE方式をご説明しますと、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく、請負代金額を低減することを可能とする施工方法に係る設計上の変更について、請負ったものが契約締結後に発注者に提案することができるという制度でございますが、この工事につきましては、低減が可能となるような施工方法については、提案はございませんでした。

Q 公募型指名競争入札ということなんですけれども、入札形態は色々ありますけれども、どのランクになれば公募型ですとか、地域限定ですとか、一般競争入札ですとかそれはどこで判断されるんですか。決まったものがあれば教えてください。

A これはもう廃止されたんですが、当時は概ね3億円以上とか、技術難易度の高い工事は公募型という要綱がございました。

Q 廃止されたのはいつですか。

A 昨年10月の一般競争入札の拡大に伴いまして、その関係を全て廃止したということになっております。

Q 先ほどご説明頂きました、同種の工事ですが、これは空港施設ということなんですけれども、具体的にいいますと、中標津をいうのか、千歳が入るのかよくわかりませんが、そういうところを工事したものでないと、逆に言うと応募資格がないということですか。

A そういう、技術力、実績がある方ということですよ。

Q そうすると、非常に業者は限られるということで理解してよろしいですか。

A この程度の工事になりましたら、かなり限られてくると思います。どなたでもできるようなものではないと思っております。

Q 逆に言いますと、これを見ますと、大体、本州の大手のJVが構成員で入っていますよね。本州の大手ゼネコンであればJV組まなくても対応可能という理解でよろしいんですか。

A 単体でもということですか。

Q 単体でも対応可能ということでよろしいんですか。理解の仕方としてですよ。これみんなA等級に入っていますから、一つだけBというのもございますけれども。工事を実施できる能力があるかどうかで。

A 道内にも当然ございますですし、広く募ったと理解して頂ければ。道内だけだと数が少し少なくなるかも知れない。

E 今聞いているのはそういう話ではなくて、単体でなぜできないのかと聞いているんですよ。単体でもできるんじゃないのと。

O そうすると、数が多くなるんじゃないかと。単純に考えますと。

E なぜ、JVでなければダメなのかと聞いているんですよ。

A 空港の業務というのは、普通の舗装と違ってですね、凹凸というのはあまり許されないという点から、かなりの精度が必要とらえています。そのために、空港の工事を行った業者を、類似工事の実績としています。今回の業務につきましては、特定JVのしぼりにしています。それと、もう一つの参加要件としては、JVの中の1者が、釧路、根室管内に営業所を有するというふうにしております。それは一つには、道内業者の施工力のアップということも、当然、本州大手と組むことによってですね、技術の継承ということもありますし、また、地場業者の育成というような観点からも特定JVを組むこととしております。

Q くどくて申し訳ないんですけども、中標津や釧路の業者が入っていますよね。東京に本社、営業所は管内にあるのかも知れませんが、たとえば、鹿島道路と世紀東急については東京ですし、それから、日本道路とノバックについては東京と兵庫ということで管内業者が入っていないところもあるんですけども、この辺は、ある意味では、道内業者も入れて選考することは可能だと、そういう条件の付けかたは可能なんですか。

A 管内業者と組んでということですか。

Q 組んでと言うか、あるいは、入ってと言うか。

A 特定JVでなくても、通常の経常建設の中でも組むことはありますので、それは可能かなと思います。それと、鹿島道路だとか世紀東急、これは東京都の業者ですけども、実際には釧路管内にプラントを有しております。当然、釧路管内でも営業をやっているということもありまして、業者名だけ見るとわざわざ東京から来ているという風に見えますけれど、釧路管内で十分に営業等も行っている会社であります。

Q 入札参加者希望要件に、全者がアスファルトフィニッシャーを保有する者というのは、JVを構成する全社が、これは、どこで持っているということを書いているんですか。

A 構成するメンバーが全て持っている。

Q 全社が、どこで持っていてもいいということですか。釧路管内ですか。

A 持ってこれるということです。保有していて使える状況にあるということです。空港ですので、全国的なレベルの工事ということで理解して頂ければいいと思っております。

Q これは技術的にはかなり高いんですか。

A 高いです。空港を使いながら、夜間やることになりますんで。昼間使っていますので。

Q JVを組んでいる業者たちは、互いの持っていない技術を補うような組み方をしているのでしょうか。ほとんど似たような技術を持っているところが集まっても効果がないんじゃないでしょうか。

A そこには、発注者側は関与しておりません。ただ、舗装の資格を持っていて、JVを組んで、多分そのJVを組んでいる優位性というのは、資材関係だとか、機材関係だとかが補完しあえる等、色んな面があるかも知れません。それがどのような形で、JVを組んでいるかは把握していない。

Q 業種は定めているのか。

A 業種だけだとなかなか、施工実績を取らないと、何をどの程度できるかというか、実際にはなかなか判断できない。

Q 入札参加申請書等の提出期間等の提出方法で、持参というところで、送付またはファクシミリによるものは受けけないというのは、これは、要は持ってきなさいということなんですけれども、こうしている理由は何か。

A 受付の際に審査しますので。

Q 審査というのは。

A 施工実績を証明する書類ですとか、色々ありますので審査することが。

A 電子入札というのは、去年、一部で始まっているが、去年の場合は、紙でやるような形でした。そういう書類につきまして持参してくださいというのが今までの基本だと。

Q 何で郵送だとダメなんですか。

A 郵送だと、届いた届かないもありますし、入れた入れないだとか。

Q 入れた入れないというのは。

A 書類が、入れたのに、入っていないとか、そうした勘違いが出るのが考えられる。基本的に持参した方が内容確認のために良いということです。

Q 入札額の数字を見ると、非常に規則的に並んでいるような印象を受けるんですけれども、こういうことに対して、例えば、内訳書の提出を全社に求めるとか、そういうのは、制度化はされているのでしょうか。

A 5月17日に入札をやったわけだが、内訳書に限れば、17日の入札の20本なり30本の中から抽出して内訳書を求めるということです。予定価格を事前公表している時代のものでして、道の場合、細かい積算資料も公表しておりますので、ある程度の技術、積算能力のあるところであれば、ある程度の額をはじくのはできるのかなと思っております。

Q 話が飛ぶんですけども、今、積算能力という話の中で、今回選んで頂いた中で、1万円単位でギリギリで入れてきたところがあるんですけども、これは、大体、業者にしてみればどの辺まで読み切れるものなんですか。

A 多分、予定価格を事前公表していますから、アッパーはそこでわかる訳なんですよ。あとは、予定価格は公表しているということは、最低制限価格を設定していれば、そこも、ある程度、算式の中で判るわけですから、その間の中で応札すれば、落ちるんだらうということだとは思いますが。ただ、今言われた、1万円だとか5千円だとか、切り方と言うんですか、それは、発注者の私としてはよく判らないというのが現状です。それは、結果としてとらえるしかできないかなということ考えています。

O 先ほどの委員の話のとおり、不自然な、切りのいい金額の並びですね。落札している業者が非常に切りのいい価格を付けて、他の人は、それより少し高い額付けておいてくださいという感じがしてしまう。単に印象だけですけども。

O それでは、次の案件をお願いします。

E 釧路環状線道路改良工事 武佐大橋上部架設工事でございます。工事概要書で説明します。工事場所 釧路市、工期が平成19年6月28日から平成20年3月28日、約9ヶ月、工事価格約3億1千万円で、釧路市街地、特に釧路川以東地区の交通渋滞の緩和を図り、円滑な都市交通を確保するため、釧路環状線に新設しようとしております武佐大橋の橋梁上部の橋桁、鋼橋の橋桁を架けるという工事を行うものでございます。橋長は473m、架設の重さが1,650t、着工前橋脚まで出来ているのですが、完成後の写真を見て頂くと判るように、橋桁を架けるという工事でございます。

公募の概要ということで、この要点を説明させていただきます。この工事の発注に当たりましては、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定致します、簡易型総合評価方式と公募型指名競争入札により入札を執行したものでございます。応募者に必要な要件ですが、先ほどと重複する部分もありますので、この入札に特徴的なもののみを説明させていただきます。入札参加者は特定建設工事共同企業体であって、鋼橋上部工事のA等級に格付けされていること、共同企業体の構成員は北海道内に主たる営業所を有する者であること、過去15年以内に、本工事と同種でおおむね同規模と認められる工事を元請として施工した実績を有する者であること。施工実績ですが、この工事と同種でおおむね同規模と認められる工事とは、延長50m以上の鋼橋架設工事を施工した工事でございます。このような条件により公募しました。入札参加申請の提出期間ですが、総合評価と言うことで先ほどご説明しましたが、総合評価に必要な施工計画の技術提案と合わせて4月27日から5月11日の間で、参加申請書を受付けております。

総合評価ということで、落札者の決定方式になるのですが、先ほど説明した入札参加要件を満たした業者には標準点として100点を付与します。そして、技術提案の評価により最大13点の加算点を付与することとします。それで総合評価の方法ですが、今申しました標準点と加算点の合計を入札者の入札額で除した数字を用いて、その数字が最も高いものを落札者とする方法としました。

技術提案に係る評価の項目ですが、技術提案評価の具体的な項目ですとか配点ですが、加算点、先ほど説明しました13点をどういう風に配点するか、外部委員の方の意見をお聞きしながらまとめたものでございます。評価項目ですが、施工計画、まず、材料の品質管理に係わる技術的所見としまして、完成後の橋面仕上げ精度を上げるために、キャンバー、キャンバーとはたわみのことなんです、鋼製の橋桁を架ける時に、荷重がかかるのでたわみをかけてあるんですけど、このたわみがうまくできるか、どう

いう風にうまくやるかということのキャンパー管理に対する技術的所見を求めると、これについて最高2点。施工上の課題に対する技術的所見といたしまして、この橋のちょうど上の方にですね、北電の高圧線があるので、クレーンで持ち上げた際に高圧線に接触するとかそういうことがございますので、高圧線に対する対策をどんな風に工夫するのかということで、この点につきまして最高2点、計4点です。それから、企業の施工計画、企業の施工能力と致しまして、北海道発注工事の施工成績の平均点などということとで計6点。それから、下の方に行きまして、配置技術予定者で、どんな資格の技術者をつけれるか。地域精通度ということで、事業者の営業所、本店の所在地と、過去5年間に今回の工事場所と同じ地域で施工実績があるかないかなどで計3点、合計13点をこのように配分することとして、各参加者の技術提案を求め、提出させることとしました。

Q 済みません、配置技術者は何点ですか。

A 配置技術者は最高1点です。それ以外では、点数が高いのは施工計画の4点と工事施工成績の4点です。それ以外は大体1点ですね。

A 公募内容の説明書ですが、これは先ほどの公募概要に付く書類ですが、今説明した基準は、この説明書の一部をなすものがございます。その他のことは先ほどの説明と重複しますので省略いたします。

入札参加の資格を審査したのですが、公募の結果、計3社から参加申請がございました。委員会で審査の結果、3社全てにおいて要件を満たしたので、全て指名したところでございます。

総合評価競争入札結果一覧表ですが、入札結果を整理し、閲覧に供しているものでございます。6月14日に入札を行いました。技術提案に係る評定の結果は価格以外の入札項目のとおりでございます。この結果を、14日の入札価格で割りまして評価値を算出し、これにより落札者を決定したものでございます。3社のうち一番下の宮坂・北野・岩倉特定JVが基礎点100、加算点11.5点で評点数111.5点、入札価格2億7,700万円、評価値が4.025ということで一番高くなりましたので、外部委員の方の意見も付して、このものを落札者としたところでございます。落札率は93.6%でございました。

入札参加者指名選考過程の説明は省略させていただきます。この工事については以上です。

O ご意見、ご質問お願いします。

Q 評価値が(基準点+加算点)÷入札価格という式なんですけど、この式の根拠は何か。

A 国の方で総合評価のガイドラインというのが示されてまして、北海道もそれを参考に除算方式を採用しております。除算方式のやり方というのは、入札に参加できて、求めるものが適正であれば、100点を付加します。さらに先ほど表にありましたように、技術提案、求める施工計画ですとか、配置予定技術者とか各々を評価して、国では10から30点の範囲で設定することになっています。ちなみに去年の開発では、今年はちょっと違うんですけど、10点でした。簡易型につきましてはですね。道も最初は10点から始めたんですけども、去年については13点。ちなみに今年については15点と徐々に上げてきております。この段階では13点です。

Q 感覚的に見て、妥当な評価だと思いますか。どんな感じですか。

A 確かにですね、除算方式ですから、標準点の100点はいいんですけども、その他の10点とか13点とかいうものを入札価格で割るということは、分数になりますから、分母が小さいほど評価価格が上が

るわけです。分母が小さいということは価格を安く入れた方が、評価価格が上がるというところがあって、実は、点数を高くすればいいんですけども、超概算ですけども、7千万で入れた人と、1億入れた人。そして、基準点100点に、1億で入れた人の加算点は30点、7千万の人の加算点は0点、ここで一緒になるというようなところもあって、工種についていかにこの点数を設定するかというのは非常に難しいというのが実情としてあるわけなんです。それで、今回の場合、国なんかの流れの中では、この簡易型というのは、業者さんの技術提案を求めているばかりではなく、どちらかというと施工能力を判定するような材料に使っている訳なんです。それで、開発の方では、金額によって30点から10点、5段階方式みたいなものをやっております。道の中でも、このままではバランス的にどうかというところもあって、今年からですけども、試行しているのは、技術点数を15点にして、除算ではなく、除算も生きているんですが、加算方式といって、価格点を45点としています。今度は、予定価格を一部事後公表にしますから、予定価格内で入れれば、価格点の加算点の45点のうち20点を付加する形になります。そうすると、技術点が15点、価格点が25点加算点で動いてきますんで、1対1.25ぐらいの割合で動きますんで、価格が安いからといって、すぐ落札者になれるとは限らないんじゃないかと、というようなことで、半分半分で今年から試行しているんです。試行しているといいますか、全道で除算方式と加算方式を半分半分にしてみましよう。

Q 価格点と品質点を足して判断するということか。

A 品質で求まる技術点と価格で求まる価格点を合算して評価していきましようということ。

Q 加算点というのを金額に換算するとかということはかなり困難を伴いますか。

A 国もそうなんですけれども、たとえば、技術点を15点と決めるときに価格のウエートをいくらにするんですかということなんです。国の場合は、技術点を1とすれば、価格点も1、1:1の関係でやっているんですけども、実は今道でやっているのは、価格点が技術点の3倍、価格点45点、技術点15点で合計60点です。それはあまり効かないのかなという感じがするんですけども、試行なものですから、とりあえずその辺から始めて、次年度にその辺の効果の度合いを見て、技術点1に対して価格を2にするだとか、1:1の関係にするだとか、その辺はデータを見ながら考えていくこととなっております。

Q 今のお話ですけども、どのくらい技術がその工事にとって重要かに応じて柔軟に加算点、技術の方を価格に比べてどのくらいウエートを置くかというのは、柔軟に変えるとなると、また、難しいんですかね。そうすると、一律に何かルールがあった方が運用しやすい。

A そうです。ちなみに、総合評価も、国の方でいわれているのは、3つあるんです。簡易型と標準型と高度技術提案型と。今のお話はまだ標準型のお話は出てきていませんけれども、標準型というのは、業者の提案する技術的な意見を採用して、工事目的物は変えませんが、施工方法だとかブロックを変えてしまおうとか、そういうやり方なのです。それは点数の幅が10点から50点までは大体認められていて、今は、大体30から50ぐらいで設定するのが通常です。その場合は、基本的に除算方式というのが基本になってきます。あくまでも加算方式というのは、簡易型について加算方式がいいんじゃないですかといわれているんですけども。

Q 総合評価方式は基本的に、ある程度、逆転ということも考えて導入した制度ですよ。技術力とかない方はですね、ただ、そういう風に見ると、今の、徐々に増やして行くやりかたですと、趣旨が徹底され

ないといったらおかしいんですけども、やってはいるんだけれども、当初考えているとことうまく連動しないといいますか、効果が上がらないのではないかと。

A それは、価格で決まっているんだったら価格でやればいいんじゃないという意見が、一方ではあると思うんです。逆転までいなくても、今回、これをやることによって、技術提案が設計図書の一部になったんです。契約条項になってくるんです。業者がやるっていったことが、履行できないとそれ相当のペナルティーを受けると。そういったことから、品質の向上につながっているという風には私どもは考えております。ちなみに、去年と今年、総合評価だけで比べると、工事成績が上がってきています。そういったところも見えるのかなと考えております。

Q 工事实績で、同種かつ同規模の工事を過去、実施したという条件が付いているんですよね。これだと非常に技術力の高いものを開発した企業が応募しようと思っても、基本的には応募できない形になりますよね。

A ここで示しているのは、一般的な誰でもある程度、あるレベルであれば、経験しているような業務を同種、同規模としてお示ししているんですけども、新たに開発した技術をいかに公共工事に入れていくとなりますと、入札時VEというやり方があるんです。

Q それは、そちらで決めることですか。業者さんが決めることではないですか。そうすると、その辺をどういような形で吸い上げていくかということも、ある程度、考慮してこないとなかなか、吸い上げて行くというか、施工管理がきちんとしていけば、ある程度、会社の実態を見て対応していれば、ある程度は可能ではないかという気がするのですが。その辺はいかがですか。

A 先ほど言いつたJVの形態で、例えば、1社だけの施工実績でいいと。一緒にやれば施工実績も、伝播の仕方も、具体的で露骨かも知れませんが。

Q JVの方は難しいのではないかと思いますけれども。まあ、実態はそう単純にはいかないと思いますが。

A なかなか実績が上がらなくて、ちょっと困るという時、契約後VEという制度があります。契約した後に、業者から新たなこういう技術もありますよと提案してもらって、それが認定されますと、浮く分のコストの半分は業者がもらえるというような制度もあります。なんとかそういう制度の中で、うまく提案してくれたらと。

Q そういう制度では、新しいものをわざわざ提案するということは起きえないというか。難しいですよ。コスト的に考えても。

O 工期が、例えば、単年度で、数ヶ月ということであれば、新しい提案をして、それで了解をとって、それで最初に戻るというようなことが、工期の中に収まりきらないですよ。ですから、ある程度の大規模な工事で、複数年、2年くらいの工期であれば、その中で、後期の後半の部分で、新しい技術に置き換えて、VE提案してということも可能かも知れませんが、単年度で、北海道は冬場の問題もありますから、工期の制約された中で、VEというものを根付かせるためには、いろんな、別の仕組みを考えていかないと、ちょっと難しいんじゃないかなという気がします。

○ それでは、次の案件をお願いします。

A 工事概要書ですが、明治通り(代行)庶路2号橋新設工事(工場製作)1工区ということでございます。この工事は白糠町で行っている工事ですが、工期は平成19年7月19日から平成20年3月21日まで約8ヶ月、工事価格約3億9千万円です。白老町で行っております明治通りの改良工事に伴い、道が技術力などから、代行事業により新設する庶路2号橋の橋梁上部、鋼製の橋桁の部分を工場で作成する工事であります。橋長229mのうちの一部を発注したものでございます。写真を見ると判ると思いますが、こういうものを工場で作成して頂くものでございます。先ほどの工事は橋桁を架けたもので、今回は、橋桁を作ったものでございます。

公募の概要として、この工事は、公募型指名競争入札により入札を執行いたしました。早期の完成のために分割して発注してございます。応募者に必要な要件ですが、先ほどと同様にこの入札に特徴的なもののみ説明させていただきます。入札参加希望者は特定建設工事共同企業体であって、鋼橋上部工事のA等級に格付けされていること、共同企業体の構成員は、北海道内に営業所を有し、1社以上は北海道内に主たる営業所を有する者であること。共同企業体の構成員は過去10年間に本工事と同種かつ概ね同規模と思われる工事を元請けとして施工した実績を有する者であること。同種で同規模の工事とは、代表者にあつては、鋼橋上部の製作を600t以上施工した工事、代表者以外の構成員にあつては、鋼橋上部の製作を300t以上施工した工事としたものであります。入札参加申請書の提出期間ですが、6月1日から6月11日の間で参加申請書を受付けたものでございます。公募内容の説明書は、先ほどと同様に説明は省略させていただきます。

公募の結果7社から申請がございまして、委員会で審査の結果、7社全てにおいて要件を満たしたので全てを指名したものでございます。

入札結果を記録し、閲覧に供しているものでございますが、入札は7月12日に行いました。一番上の工事ですが、入札の結果、檜崎・横川特定建設工事共同企業体は最低制限価格未満ですので規則により落札者とせず、また、6番の函館どつく・五洋特定建設共同企業体が指名後に、五洋建設が7月2日から10月2日の間で指名停止の処分を受けましたので、7月5日付けで指名を取り消しました。残り5社は最低制限価格同額の入札となっておりますので、規則によりくじ引きで落札者を決定いたしました。くじ引きの結果、釧路・瀧上特定建設工事共同企業体を2億6,800万円で落札者と決定いたしました。落札率は72.2%です。

○ ご意見質問をお願いします。

Q これは、最低制限価格の税抜きが入札金額とぴったりですか。

A はい。税抜きの価格で入札してもらいますので、比較するときは税抜きでぴったりです。

Q あらかじめ最低制限価格は公表されていたんですか。

A いえ、公表されておりません。

Q 何割になるという目安を、業者が計算をしてということか。

A 予定価格は公表しており、また、計算方法も要綱等で公表しておりますので、工場製作の専門の

会社では、かなり精度の高い価格計算ができた。

Q 最低制限価格にランダム係数をかけるというのはこれでは行っていないわけですか。

A この当時はやっておりません。新しく、今年からやっております。

Q 特に技術力に差がなければ安いほどいいとは思いますが、大体、技術力はほぼ同等と見てよろしいんですか。参加しているJVは。

A 同等以上といいますか、最低限度、私たちが求めた以上のものを満たしております。

O このように、全ての業者が最低制限価格を入れて、くじ引きになった結果、明らかに技術が上のところが、落札できなかったとなると問題だと思うんです。どこでも高い技術を持っているのであれば問題ないと思うんですけれども。

Q これだけ同じ入札額が並んだということは、予定価格がもしかすると、高いのか、それとも競争が激しくて仕事が減っているの、無理してでも、工場や大きい施設を遊ばせるよりは、という感覚が働いて、このように横並びになったのか。入札金額はまだ下げる余地があるのか。

A 個人的な意見ですが、僕も技術屋で積算したことがあるんですが、工場製作でまず資材単価を全部決めます。これは全国で決めるわけです。あと工数なんかも標準歩掛で決まっています、ある程度どこでも同じなんです。それと今はですね、非常に需要が少なくなっているということが一点ですね。工場製作のメーカーに関して。それと、当然、機械がラインですから、ラインでものすごく設備投資をしている機械ですから、これが動かないと非常に儲けは出ないわけです。そういった意味からある面、過当競争に入ってきているだろうと。逆に、最低制限ぐらいで応札せざるを得なくなるという心理は、絶対取らないといけないという心理が働いているのかなという感じがしています。個人的な意見ですが、このへんはちょっと判りませんが、それよりお金を下げられる余裕があるか否かというご質問に対しては、多分僕はないと思います。かなり厳しい競争になっているという風に僕は思っております。

Q これは工場製作なんですけれども、工場製作の場所については、指定しているんですか。

A このJVの中で、釧路製作所は釧路、瀧上は名古屋ですか、引き渡し場所は釧路になっておりますので、運賃をかけてまでどちらでやるかとかはJVの判断ですね。これ以上のお金は発注者としてはお支払いしておりませんので。

Q 当然、釧路が引き渡し場所になるとした場合に、運送コストは、釧路以外の場所で製作した場合は運送コストがかかりますよね。それでも、この工事金額の中に含まれているという条件で入札しているんですね。

A はい。

Q 今、厳しいというお話がありましたけれども、業者的に見ればどこも厳しいんですが、たまたまこれ、中身の検討が十分でなかったんですけれども、かたや93%、かたや72%というところで何がこれだけ

ちがうのかなあというところで選んだのも事実でしてね、非常に難しいというのもおかしいですけども、93%の方は業者が非常に限られているという中で、それは出てきてわかったんですけども。苦しいことは、今ゼネコンさんみんな苦しいと思いますんで、どこでこんなに違いが出てくるのかな、ざっくばらんなところで。

○ 工場製作というのは、リスクはあんまり出てないんです。鉄鋼の値上がりだけで。予定外のリスクを含めないで積算できるんですよ。

Q リスク要因ですか、それはあるかも知れませんね。一方93%のは、これとどれ程違うのかなという気はするが。

A 建設業は可動式の機械を外に持ち出して、色んな現場を確保すれば、ある面できますけれども。工場というのは、ラインが動かないと全く休止になってしまう。ヤードの問題、受注量の問題等もあるかな。また、純粹土木と違って鉄を扱うんでちょっと違ってきているのかなという感じはしますけれども。

○ それでは次をお願いします。

A 野付崎海岸浸食対策工事(道州)でございます。工事概要書をご覧ください。工事場所は標津町、工期は平成19年12月27日から平成20年3月21日約3ヶ月間、工事価格約1億1千万円でございます。

砂嘴形状の特殊な海岸であり、タンチョウ、オオワシ等の貴重な動植物の生息空間となっている野付崎海岸におきまして、砂浜の安定を図り自然環境を守るため、海岸部に突堤の設置を行ったものでございます。突堤は合わせて2基ございまして、全体を合わせて50.5m作っております。突堤を海岸に作って砂浜の安定を図ろうとするものでございます。

この工事の入札公告でございますが、この工事先ほどの工事と同じでございますが、価格以外の要素と価格の要素を合わせて落札者を決定する、簡易型総合評価方式と制限付一般競争入札により入札を執行したものでございます。入札に参加するものに必要な要件ですが、この入札に特徴的なものについて説明いたします。

入札参加希望者は、単体企業又は経常建設共同企業体であって、単体企業については、一般土木工事のA等級に格付けされていること、釧路・根室管内に主たる営業所を有すること、過去10年間に本工事と同種で、かつ、同規模と認められる工事を元請けとして施工した実績を有するものであること。本工事と同種で、かつ、おおむね同規模と認められる工事としましては、突堤などの海岸・漁港構造物を延長20m以上施工した工事と致しました。単体の要件をご説明いたしましたが、経常建設共同企業体は、基本的には単体と同じ要件になるんでございますが、施工実績については、構成員の1社以上が要件を満たしていること、地域要件については、構成員の1者以上が釧路・根室支庁管内に主たる営業所を有すれば、他の構成員は、北海道内であれば、釧路・根室管内以外でも良いことといたしました。以上の要件により公告したものでございます。

入札参加資格申請書の提出期間でございますが、これは、総合評価方式で、総合評価に必要な、施工計画、技術提案書と合わせて提出期間、10月26日から11月5日まで参加申請を受け付けております。落札者の決定方法は、先ほどと同様、簡易型の総合評価方式によることとして、入札に参加する要件を満たしていれば標準点100点を付与します。技術提案の評価により最大13点の加算点を付与する。標準点と技術加算点の合計を入札価格で除して算出した数値を用いまして、最も高いものを落札者とします。技術提案をどう評価するのかということにつきましては、落札者決定基準に、具体的な方法が書いてございます。加算点13点の配点について、外部委員の方と相談しながら決めたとところでござい

す。この中の施工計画の欄ですが、工程管理に係わる技術的所見として、冬期波浪条件における突堤での工事ですので、海上施工での適切な工程管理について1点。材料の品質管理に係わる技術的所見として、寒いところでのコンクリートの品質管理が適切に行えるか、防寒養生とか温度管理、湿潤養生の方法などについて、1.5点。それから、施工上の課題に関する技術的所見として、先ほど言いましたが、貴重な動植物がいるところがございますので、工事に伴う影響を最小限にどのようにとどめるかということで、1.5点。それから企業施工能力ということで、北海道発注工事の施工成績の評点などということで計6点。それから、配置予定技術者ということで、技術者の資格がどのようなものか。地域精通度ということで、営業所の所在地とか過去5年間での同一地域での施工実績などの計2点、合計13点とし、各参加者に技術提案を求めて提出を求めたものでございます。この入札では予定価格を事後公表と致しました。先ほど説明した3件につきましては事前公表しております。総合評価方式によるものは最低制限価格は設定せず、低入札価格調査制度に係る低入札調査基準価格を設定してしたところでございます。

資格審査についてでございますが、公告の結果、5社から参加申請があり、委員会での審査の結果5社全てについて要件を満たしておりますので、参加資格があるとして通知しました。

総合評価競争入札結果一覧表ということで、入札結果を整理し、閲覧に供しているものでございます。技術提案に係る評点の結果は、先ほど同様入札価格以外の評価です。

この工事は12月13日に入札をしたんですが、その入札価格で除しまして、評価値を算出し、外部委員に聞いた上で落札者を決定しました。標準点100点、加算点10.5点、合計110.5点、入札価格1億、評価値11.05で最高となった共同企業体を落札者と致しました。落札率は93.6%でした。

○ ご意見、ご質問をお願いします。

Q 業者は「落札者決定基準」の、例えば、「施工計画」の①、②、③に記載すればいいわけですね。それだとあんまり点数の差がつかない感じが最初なんですが、それなりに点数が、まあ0点というのもありますし、差がついているというのは技術力の違いなんではないでしょうか。それとも、計画書の書き方が悪いだけなんではないでしょうか、それとも、価格の方で抑えて落札しようというねらいがあって、ここはあまり重要なことは書かないということになるのでしょうか。なぜ、あの点数の差が業者によってつくのですか。

A 試行の初年度の時はいくらほど細かく設定しなかったのです。例えば、漠然と、寒中コンクリートについて設問すると、業者が、ものすごく調べてきて書く方と、簡潔に書く方と枚数が非常に違っていたのが現状なんです。去年の場合は、もうちょっと設問を細かく設定しましょうと、それと用紙の制限、フォントの制限も行っています。評価の中で点数にバラツキが見えているというのは、多分、設問の仕方にもよるんですけども、設問と答えが全く合っていなかったとかそういうことがあったかもしれない。それと、もう一つ、ここでいう0点というのは、完璧に全部を間違ったということではないんです。例えば、10記入してくださいねというふうに要求したときに4点なら、0点ということになるのです。ですから、これを公表すると、業者から何故俺の点数は0点なんだとちょっといろいろクレームが入ったりもしているんですが、実はこの0点というのは本当の意味の0点ではなくて、限りなく4点に近い。

そんなことで、一応誰が見ても公正に点数を付けられるように検討中なんですけど、そこもデータをかなり積み上げて、全道にそれを発信しながらやっていくことによって、評価の精度を均一化していくというような動きの最中です。

Q そうしますと、書き方の悪いというのは条件じゃない。目的としては業者の技術力が発展するし、反映されて、それで落札する業者が価格以外にも、技術によって影響されて決まってくるということなので、

技術力はここにうまく反映されている。ただ、あまりやる気なく、あまりちゃんと書かないで、点数失っているということか。

A そうですね、点数が一番少なくて、落札した比率は、3割3分くらいあります。点数が高くて、価格が安くて落札した方が3割3分くらい、あと残りは、点数はギリではないにしても価格だけで落札できるなどいうところも見えたもんですから、先ほど説明したようにですね、加算方式を半分くらいで試行してみようと。それは、どういう形で見えるのか、今年集約しながら、効果の度合いを見ていきたいと考えております。

Q 業者としては、書き方がまずいというのを除いては、あえて安く入札するためにここで、あまりいい技術を書かないというところは、あまりないですかね。

A 僕はそれはないと思いますね。結果がゼロだったという方がいるかという風に思います。審査をする側が、全て目を通すので、業者が一生懸命やる。書かれれば書かれるほど審査する側も、論点合わせと、横並びにして、それをどうやって評価するか非常に難しくなってくるんですね。そういうのを踏まえて、さっき言った、システムティックにある程度やりましよう、そういったようなものを整理してきている。

O それでは、釧路土現の皆さんどうもありがとうございました。

O 次、十勝農業試験場の方の方からご説明をお願いします。

A 工事の概要でございますが、18年度、19年度とも目的は類似するものでございますので、まず全体像についてご説明させていただきます。

どちらも防風林伐採・伐根整備工事ということで、ほ場図が付いているかと思いますが、十勝農業試験場全体で、80haの敷地があり、そのうち60haの敷地で畑作物の栽培法とか色んな資材の検定を行ってございます。南北、東西ともに畑があるわけですが、特に、日高山脈から吹き下ろす南西の風が強いですし、各ほ場のブロックごとで、いろいろな多様な試験をしているということで、お互いに、ほ場ごとの試験が干渉しないように、南北にかけて防風林を設置してございます。ただ、防風林につきましては、年数を重ねますと、かなり木も育ち倒伏の危険性もあり、さらに、折れた枝がほ場に散乱して、非常に作業に支障が出るということもありますので、計画的に伐採・伐根をしながら、新しい苗木を整備して、防風効果を維持していこうということで、比較的長期にわたって行っている作業です。ほ場については、南北に約200mから270mの長さのものが4ブロック。東西に約80mぐらいの区画ものが8ブロック、そのようなほ場形態になっております。

工事の契約の関係ですが、18年度工事につきましては、森林組合、1社の選考で、19年度につきましては、13社の指名競争入札ということで実施しています。

まず、18年度の方から説明しますが、図面と特記仕様書がついておりますが、両工事とも防風林の伐採・伐根ということで、木を切ってもらって、根を抜いてもらって、抜いた後はかなり陥没しますので、周りの土砂をそこに集めてもらって整地してもらおう。木については当然売ることができます。財産的価値がございますので、玉切りをし、それを少しでも収入源として売却するというような、その玉切りまでをこの工事で実施しているということになります。森林組合を相手方としておりますが、森林組合は法律の規定に基づき設立された営利を目的としない組合であり、その存続を援助するためということで、契約の方法は随意契約、運用方針第3節関係第1(11)を適用いたしまして、ここを相手に実施しています。

続きまして、19年度の方でございます。仕様については同様にですね、工事の中身については同じで

す。2ページ目の仕様書に伐採(玉切)排根本数として、カラマツと白樺がございまして、1,056本、それらについては私どもの方で本数を数え、樹種ごとに整理をしております。その中に、ほ場に散水するための井戸がございまして、それはもう使っておりませんので、支障物ということで、一緒に撤去ということで出しております。それから、玉切りにする規格ですが、裁断の規格どおりに玉切りをして、当方が指定する場所に集積をして頂くというふうになっています。

指名業者、入札の結果ですが、指名通知については1月30日に行いました。入札執行日時につきましては、2月8日に13社の参加の下に行われ、2社が最低制限価格以下のため、排除となりましたが、税抜き618万円で落札となりました。入札参加者の指名選考の過程で、これは、当方のホームページで公表しておりますが、指名業者の選考に当たっての基準ということで、3つの項目を設定しております。一つが、平成19年度20年度農業土木資格者名簿に登載されており芽室町近隣に所在しているものということにしております。芽室町付近に所在しているものと限定を付けております。十勝管内はかなり広く、車両に土砂が付着し試験場に入りますと、試験場としての機能に影響が出る可能性がございますので、地域を限定させて頂いているところですが、181社ございました。それと参加資格として、今回の設計金額から見て、格付D等級に対応しますので、107社に絞り込みをさせて頂きました。最後に履行経験ということで、過去2年間に十勝支庁農業農村整備事業、土地改良事業の発注実績の公表されている資料を全て頂きまして、その中からJVを除く単体企業について13社という絞り込みをさせて頂きました。

○ ご質問、ご意見お願いいたします。

Q 19年度は工事等級が農業土木Dですが、18年度は森林土木Cの変更した理由は何かございますでしょうか。

A 19年度の設計に当たりましては、土地改良事業単価、いわゆる農業土木の単価を用いまして設計しています。色んな地域で農業農村基盤整備事業で、農業土木工事が行われております。そういう関係では、農業土木工事の資格のある方々、そういう方々についても十分施工管理能力があるということで、その2面性を持って農業土木Dということにしております。

18年度については、相手が森林組合であったのがどうか、判りませんが、森林土木Cということになっております。

Q 18年度は相手が決まっています工事等級が森林土木Cということになったと。

A そういう風に理解しております。

Q 18年度は、随契とした理由は何か。

A 財務規則の運用方針の中に第3節関係1(11)「法律の規定に基づき設立された営利を目的としない法人又は組合若しくはその連合会の存立を援助するため、これらの設立目的に基づく事業について契約するとき」随契によることができるとされており、この規定に沿ったものだと思います。そこには森林組合だけではなくて、農業協同組合とか、今でいえば身障者の方々の団体ですとかそういうことが含まれていますが。

Q 通常は技術力とか、持っていない技術があるとかですね、それによって安く発注できるというのは、随意契約の場合理由になると思うんですが。

A この森林組合は、技術力があるという判断だと思います。森林組合というのは、造林ですとか伐採ですとか伐根ですとかあらゆる地域でやられていますし、また、製材についても玉切りだとか素材を作る面でも十分、知識ですとか技術ですとか、そういうレベルのものが十分得られるということで、こういう方式でされたかと思います。

A いずれにしても、こういう防風林、15年からですかね、計画的に整備を始めてきたと、その時にはこういう技術を持っているところというのが、十勝中央森林組合しか把握できなかったという形があったんだと思うんですね。私たち19年度に来まして、18年度以前の書類は、中身の細かいところは十分承知はしていないんですけども、先ほども言いましたように、草地の事業等々で伐根工事だとかそういうものを農業土木の中で十分やれるということ、それから随契から基本的には広く入札という形の中で、価格有利的な入札、そういうものもできるのではないかという形で詰めていきまして、先ほどいったような13社入札にたどり着いたと。18と19のやり方が180度違うということで、ちょっと奇異な思いもされるのかも知れませんが、我々としては少しでも、そういう形で、予算的な執行で有利になればなあという考え方で、契約方法を改めたという形になっております。

Q 存続を援助するということは、組合法というのを良く理解していないのですけれども、非常に危なくなっているんで助けるという意味なのか、それとも、法律で決められているんで助けるという意味なのか、できましたら決算書のですね、十分、余剰金のあるところではこういう話には決して理屈としてはならないと思いますんで、その辺も合わせてご確認願えませんかでしょうか。

E わかりました。

Q 18年度までは、そういった形で競争環境にはなく、随意契約で入っていたということなんですが、19年度に森林組合が参加しなかったのは、入札の要件上参加できなかったのか、そもそも当該組合が参加しないという意思表示をしたのか、どちらなんですか。

A 今回の19年度の工事については、農業土木Dの等級格付けでございます。森林組合はその資格をお持ちでございません。ですからはじめから指名していないということです。

Q それは、工事の内容としては森林土木ではなく、農業土木という範疇でできるという判断から、そういうしきりになったということですね。

A はい。

O それではこれで抽出審議は終了いたします。どうもご苦労様でした。
事務局の方からなにかありますか。

E 次回の委員会は、10月から11月ぐらいに開催したいと考えております。日程等また調整させていただきます。現地調査についても、メール等で日程等調整させていただきます

O それでは、これで委員会を終了させていただきます。